

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則 6—6）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項第 1 号中「在勤基本手当」の次に「、同行配偶者手当及び同行子女手当」を加え、同項第 2 号中「住居手当」を「在外住居手当」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第 2 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。